

制度利用の流れ

建築主等からの 事前説明

建築計画等について、建築主等から事前説明を受けます。

市へ相談

事前説明を受けたあとに、疑問や不安がある場合は、市にご相談ください。

助言制度の申請

専門家による助言制度を利用したい場合は、市へ申請を行います。

専門家による 助言

市が派遣した専門家が、近隣住民へ助言を行います。

注意事項

■ 申請者に関すること

- 申請者は、原則として、近隣住民複数名（2名以上）であること。
- 建築主等から、建築計画について事前説明を受けていること。
 - ☞ 事前説明を受けていない場合は、建築主等へ連絡し、事前説明を受けてください。
- 原則として、申請者以外の近隣住民に一定の周知がされていること。
 - ☞ 助言制度が利用できる回数は、1つの建築計画につき1回までです。近隣住民の方へお声かけの上、お申込みください。
- 申請者が、権利の濫用、公序良俗違反又は反社会的活動をしていないこと。

■ 助言の内容に関すること

- 助言を受けたい内容によっては、本制度が利用できない場合があります。
(例) 「資産価値の変動に関すること」、「事業活動や営業への影響に関すること」、「土地の境界に関すること」、「金銭補償に関して金額を問うもの」、「市、県、国などその他これに準じる機関に対する苦情・陳情に関するもの」 など

【 お問い合わせ先 】

福岡市 住宅都市局 建築指導部 開発・建築調整課 建築調整第1係・第2係

■ 電話：092-711-4777 ■ FAX：092-733-5584

■ e-mail：kaihatsu-kenchiku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



制度に関する
ホームページ